

【公開用】会議録

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和3年度 第7回定例教育委員会会議
2. 期　　日：令和3年9月30日（木） 午前10時00分～午前11時20分
3. 会議場：庁議室

4. 会議に出欠した教育委員

職　名	氏　名	出席	欠席	備　考
教　育　長	比　嘉　秀　勝	○		
教育長職務代理人	奥　間　千津子	○		
教　育　委　員	喜世川　直　子	○		
教　育　委　員	平　得　永　幸	○		

5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金城睦和
教育指導課長 池味勇
社会教育課長 仲宗根さゆり
中央公民館長 幸地淳次
教育総務係長 奥間篤樹
教育総務係主任主事 幸地ちひろ

傍聴人 入室（公開）

教　育　長　： ただいまから、令和3年度第7回定例教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について、議案第14号、報告第20号、その他①及びその他②については、会議規則第6条第1項第2号及び同項第5号に規定する非公開事項に該当します。従って、当該議案の審議については非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

全　委　員　： 異議なし。

教　育　長　： 異議なしと認めます。それでは、議案第14号、報告第20号、その他①及びその他②の審議は非公開とします。また、公開とされた議事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。

つづいて、会議規則第15条に基づき本日の会議の進行についてお諮りし

ます。議案第 14 号、報告第 20 号、その他①及びその他②の審議は非公開とされましたので、始めに教育長諸般の報告、次に議案第 12 号及び議案第 13 号、必要があればその他の事項の審議を行い、その後に非公開の議案第 14 号、報告第 20 号、その他①及びその他②の審議の順に進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員 : 異議なし。

教 育 長 : 異議なしと認めます。会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。教育長諸般の報告に入ります。

6. 教育長諸般の報告

教 育 長 : 8月 26 日に教育支援委員会が開催されました。支援が必要な児童生徒は、各学校・各学級に 6% は存在するということが示されておりましたが、本町は 7% です。臨床心理士・ドクター・支援学校代表・町青少年センター長・各学校長・関係職員などに委員を務めていただき、検査や、保護者との面談等を進めている最中です。今年度の対象者は 103 名です。昨年度が 70 数名でしたので数が増えています。それをどのように捉えるかは、皆様にも思案をしていただきたいと思います。

8月 30 日には、徳里ハウジング様よりご寄付がございました。

8月 31 日は人材育成会第 1 回臨時理事会が開催されました。国外大学に入学をするということで 2 名の審議を行いました。2 名とも選考に合格しました。もう出発したと聞いております。

9月 7 日からは、9月決算議会とも称される第 7 回嘉手納町定例議会がありました。常任委員会では、細部に及ぶ質問が行われます。課長・係長・課員には大変頑張っていただきました。

9月 17 日の交通安全啓発横断幕贈呈式では、嘉手納署から横断幕の寄贈がございました。

9月 22 日は、外語塾の運営委員会がありました。進路変更による辞退について承認されました。

9月 27 日は、軍用地等地主会会長と関係者の方から、人材育成会・社会福祉協議会・まつり実行委員会に浄財のご寄付がございました。

以上です。奥間職務代理者お願いします。

教育長職務代理者 : 臨時休業等がありましたので、子供達の学力の格差が非常に気になります。中学 3 年生については、高校入試に向けた放課後講座が今年も開かれるということで安堵しておりますが、小学校低学年については、学習に向かう心構えなどが心配です。非認知能力に差がついてないか気にな

ります。教師はこういう能力の育成が重要になってくるのではないかと思います。

それから、地方紙でヤングケアラーという言葉を目にしました。那覇市では、17校で40名の支援を要する子供達がいるようです。

糸満市・豊見城市・宜野湾市等でも実態調査が行われるようですし、本町にも支援をする子がいると聞いているので、実態調査を行っていただきたいと思います。このような件は非常にデリケートな問題ですので、実態を把握して学校と連携を取りながら支援に繋げることが必要であると思います。

それから、火曜日に中学生の女生徒に卑猥な言葉をかけた人がいたという情報がありましたので報告いたします。以上です。

教 育 長 : ありがとうございます。喜世川委員お願いします。

喜世川委員 : コロナ禍の分散登校で、先生方は教室の消毒等でとても苦労したという話を耳にしたので、労をねぎらっていただきたいと思います。保護者からは、給食があって本当に良かったという声と、小学校低学年生の生活リズムの管理が難しかったという声がありました。短期間ではありましたが、学校と保護者の協力のおかげで無事に分散登校期間を終えることが出来たと思います。

それから、私が嘉手納小学校の生徒指導補助員をしていた時に不登校になっていた子が高校を卒業しました。授業を理解することが難しくて辞めたいという話をしていたこともあったのですが、最終的には、卒業はしたいという本人の強い意志で頑張って勉強をして、3月の卒業には間に合いませんでしたが、9月27日に卒業することが出来ました。卒業証書を持った写真がLINEで送られてきました。自分のやりたいことも少しづつだけど見えてきましたという言葉も添えられていました。これからも一歩一歩前進していくように応援していきたいと思います。

それから、先ほど奥間職務代理者もおっしゃっていたのですが、新聞でヤングケアラーの記事をよく目にします。中学校にいた時に、そのような家庭を何度も訪問したのですが、踏み込んでいくことは難しいといった状況でした。町内にも支援が必要な小中学生はいると思います。コロナの影響で、昨年から家庭訪問も出来なくなってしまっており、先生方も家庭の状況を把握することが難しいと思いますので、実態調査の検討を是非お願いします。

教 育 長 : ありがとうございます。平得委員お願いします。

平 得 委 員 : 分散登校の際に、徒歩登校が定着していないことに気が付きました。分散登校初日の午前が、西浜区の子供達の登校日だったのですが、徒歩登

校している子は数える程度でした。交通量も多くて、もう少しで車と接触するというぐらい危険な場面もありましたので、今度も継続して徒步登校の推進を図っていきたいと思います。

それから、この分散登校について保護者から多くのクレームの電話があったと聞きました。中には酷い言葉を浴びせるような電話もあったそうです。気になって9月6日に嘉手納小学校を訪ねました。先生方は、子供達のために消毒作業や分散登校の入れ替え対応などに追われていました。トイレや食事の時間もとれない先生もいたようです。保護者は、こういった状況を知らずにクレームの電話をかけているとは思うのですが、もう少し理解を深めていけるようにしていきたいと思いました。屋良小学校の状況も気になったので訪ねてみると、屋良小学校は人数が少ないということもあるとは思うのですが、給食の対応もスムーズに行えていましたし、先生方もきちんと食事をとれているということでした。保護者からのクレームも一切ないとのことです。両小学校の状況の差があまりにも大きかったので、心苦しく思いました。分散登校になることは無いに越したことはありませんが、また分散登校をしなければならなくなつた時のために、今回の分散登校で見えてきた課題があれば教えてください。私としては、午前に登校する子供達は交通安全立哨の方がいるので安心して登校させられるのですが、午後登校の子供達は交通安全立哨の方はいないので、そこが課題だと思いました。PTAで波乃屋の前だけは対応したのですが、午後登校に対してもきちんと対応できるようになれば良いと思いました。仮にまた分散登校になった場合には、スムーズに対応できるように、課題があれば改善したほうが良いと思います。以上です。

教 育 長 : ありがとうございました。分散登校については、今回の状況を参考にして備えを行っていきたいと思います。

最近クローズアップされているヤングケアラーについては、子ども家庭課・福祉課との連携が必要だと感じております。

以上で諸般の報告を閉じます。

7. 協議題等

●議案第12号 嘉手納町学校運営協議会規則について

教 育 長 : 議案第12号嘉手納町学校運営協議会規則について説明をお願いします。

教育指導課長 : (※議案読み上げ)

教 育 長 : 政治的なことは禁止であるというような文言を見た覚えがありますが、第

何条に記載されていますか。

- 教育指導課長： 第9条第2項に記載されています。第9条第2項第1号、委員たるにふさわしくない非行を行うこと。同項第2号、委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。同項第3号、その他協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。以上の行為はしてはならないという記載があります。
- 教 育 長： 任命する時に御理解を得てください。
他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 教育長職務代理者： 第4条第3号の組織編成に関するここという文言が気になります。これは何学年の担任は誰ですという具体的な人事についても関係するものですか。
- 教育指導課長： こちらは、嘉手納町は英語に力を入れているので英語に秀でた先生に来てほしいという要望を出すといったようなことです。何年何組の担任は力不足なので、学級担任からは外してほしいといったようなことではないです。
- 教 育 長： 教育課程には全てが記載されているので、まず1冊の教育課程案を作成して、委員の皆様に説明をする。それで委員の皆様から意見等をいただきて審議を進めるという形が良いと思います。それを経て承認を受けた教育課程には学校運営協議会の責任が生じます。教師だけで話し合って作成するのではなく、学校運営協議会で決定していくことが、この運営協議会の大きな意義だと思います。
- 教育長職務代理者： 教育長がおっしゃったように、教育課程の編成をして承認をいただく。そして実施の段階で参画をお願いしながら子供達を皆で守っていこうということが本当の趣旨だと思います。承認を得るということで、やはり気になるところが、先ほども申し上げましたが組織編成についての部分です。校長は経営方針を立てる中で、人事に関する考え方もあると思います。そういった意味で、この規則に組織編成に関するこことを記載することが良いことなのか気になります。規則になると、校長は人事に関することも含めて組織編成はこうなりましたということで承認を得ないといけませんので、その段階で異議が出た場合はどうなるのか非常に気になります。
- 教 育 長： 先ほど指導課長から説明があったように、1教師を指名して審議するものではなく、この地域の教育の特色はこうだから、それに秀でた先生を揃えたら良いのではないかというような類の審議です。運営委員会にも、そういった部分については徹底していただく必要があります。
- 教育長職務代理者： 第5条第2項に、協議会は、第2条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命

権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が法第37項第1項に規定する県費負担職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。とありますが、それは1教員に対する話ではないということでおろしいですか。

教育指導課長：1教員を指名して異動させてほしいというものではありません。あくまで、その学校の特色を伸ばしたいから、その力を備えた先生を希望するといったような要望です。しかし、この要望も県に受け入れられるかということは別問題です。

教育長：他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、議案第12号嘉手納町学校運営協議会規則について承認いたします。

●議案第13号 嘉手納町立幼稚園及び小中学校の秋季休業日について

教育長：次に議案第13号嘉手納町立幼稚園及び小中学校の秋季休業日について説明をお願いします。

教育指導課長：（※議案読み上げ）

教育長：休業がありましたので、授業時数確保のためにこのように変更したいということです。

何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、議案第13号嘉手納町立幼稚園及び小中学校の秋季休業日について承認いたします。

では、これより非公開事項の審議をいたします。

傍聴人退室（非公開）

●議案第14号 嘉手納幼稚園会計年度任用職員の雇用について

〈 非公開審議 〉

教育長：何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、議案第14号嘉手納幼稚園会計年度任用職員の雇用について承認いたします。

●報告第 20 号 教育指導課（屋良小学校）会計年度任用職員の解職及び雇用について

〈 非公開審議 〉

教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

全 委 員 : 異議なし。

教 育 長 : それでは、報告第 20 号教育指導課（屋良小学校）会計年度任用職員の解職及び雇用について承認いたします。

●その他① 令和 3 年度「嘉手納町教育の日感謝状贈呈式」（案）について

〈 非公開審議 〉

教 育 長 : 他に何かご質問やご意見のある方はいますか。

全 委 員 : なし。

教 育 長 : それでは、その内容で進めてください。

●その他② 総合教育会議について

〈 非公開審議 〉

教 育 長 : 他に何かご質問やご意見のある方はいますか。

全 委 員 : なし。

教 育 長 : それでは、その案通り進めてください。

では、以上をもちまして第 7 回定例教育委員会を閉会いたします。

8. 会議録の署名人

教 育 長 七 村 季 勝

教育長職務代理者 鶴 内 千 津 子